

第2回 定例会

6月6日～6月15日(10日間)

白熱討論！

否決！

議員定数を削減する条例改正

議員の定数を削減する条例改正の議案が5人の議員から提出されましたが、採決の結果、賛成6人反対9人の賛成少数で否決されました。

(提出者：浅見武志 賛同者：渡辺俊彦・町田宗宏・三友美恵子・筑井あけみ)

● 改正の理由

- ・ 財政が逼迫し行政改革の観点から議会も予算を減らすべきである。
- ・ 近隣の同規模の自治体も議員定数を減らしている。
- ・ 人口が減少しているからその代表たる議員の数も減らすべきだ。
- ・ 立候補者が少なく無投票選挙の気配。

● 改正案の内容

この条例は次の一般選挙から、議員定数を現行の16人から3人減の13人とする。



反対
します

島田栄一 議員 立候補を促す意味からも、門戸を狭くして競争心をあおる必要はない。

石川眞男 議員 定数を減らし町民の代弁者の入口を塞ぐことが、民意を酌み取る議会として適正なのかは大いに疑問。

備前島久仁子 議員 定数削減については16人の議員で今まで一度も議論されていないため、しっかり議論すべき。

月田 均 議員 定数減をいきなり提案してその日に決をとるやり方には到底賛成できない。

討論

賛成
します

渡辺俊彦 議員 議員定数を減らし、よりコンパクトで機能的な議会構成にすることにより、民意をより深く反映することができる。

三友美恵子 議員 民意は削減である。議会改革の中で13人でも民意を吸い上げる仕組みをつくってほしい。

筑井あけみ 議員 私たち議員が町民の負託に応えるために受けなくてはならない洗礼の一つと考える。

町長から、一般会計など繰越計算書3件の報告があり、専決処分の承認、条例改正、補正予算、財産の取得、人事案件など、計34議案が上程され、慎重に審議した結果、すべて原案のとおり可決しました。また、議員からも2議案が提出され、1議案は賛成多数で可決しましたが、1議案については賛成少数で否決しました。一般質問は11議員が行い、3日間にわたって議論を展開しました。

議員提出 2議案を

可決！ 玉村町議会基本条例制定

6月定例会最終日に4人の議員から、「玉村町議会基本条例の制定について」の議案が提出され、採決の結果、賛成13人反対2人の賛成多数で可決されました。

(提出者：三友美恵子 賛同者：宇津木治宣・柳沢浩一・石内國雄)

● 制定の目的

地方分権時代を迎え、議会の担うべき役割や責任はこれまで以上に重要になってきている。町が抱える諸問題に議会は的確に対応し、監視機能、調査機能、政策形成機能などをさらに強化して、町民の意思を反映した「開かれた議会」を目指していかなければならない。

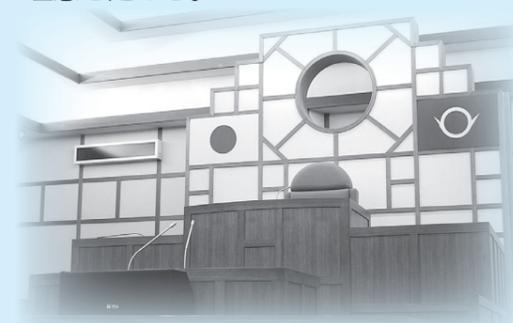
この条例のもと議員が同じ方向を目指して、一層の議会改革を進めていく。

● 条例の内容

前文として、議会の責務と使命など条例制定の理念を定める。

- 第1章 総則
- 第2章 議会及び議員の活動方針
- 第3章 町民と議会の関係
- 第4章 町長等と議会の関係
- 第5章 議会及び議会事務局等の充実強化
- 第6章 他の条例等との関係及び議会改革の推進による見直し手続き

この条例は平成29年8月1日から施行する。



※議会基本条例の全文は、町議会ホームページからご覧いただけます。



反対
します

川端宏和 議員 本条例の上程はあまりにも唐突である。提出者は時間をかけ、広く議員へ投げかけるべきだった。またこの条例は骨組みの状態との説明であり、なおさら、議員各位の心が共有されなければつくっても意味がない。

討論

賛成
します

町田宗宏 議員 議会基本条例第4条にあるとおり、議員は高い倫理観のもとで誠実かつ公正な立場で、活動をしなければならない。この条例を制定し、この条例に基づいて議会を運営してみて、不備な点があれば直していけばよいと思う。

この議案の賛否内訳は5ページをごらんください。

